

阿部尚史『イスラーム法と家産——19世紀イラン在地社会における家・相続・女性』中央公論新社 2020年
368頁

本書は、イランのアゼルバイジャン地方のある一族を事例として、彼らが18世紀から20世紀にかけての130余年の間に、いかにその資産を相続人間で細分化することなく、しかも合法的に継承したかを明らかにした労作である。

イスラーム法が、遺贈を制限し、配偶者や直系尊属、兄弟姉妹といった相続人資格やその相続順位・割合を明確に定めていることはよく知られている。これが字義通り厳密に実践されていれば、幾世代にもわたって大きな資産を継承することは容易でないはずだが、歴史上のイスラーム世界にはその資力を背景に長期間権勢を誇った名望家や有力者のファミリーが存在した。このからくりを解き明かそうと、これまで職位の世襲やワクフの設定を通じた資産保全策について少なくない研究がなされ成果を挙げてきたが、本書はいわば「相続技術」に光を当てることによって、かかる謎に迫ろうとするものである。

主要な登場人物は18世紀中葉にタブリーズを支配下に置いた「在地有力者」ナジャフコリー・ハーンとその子孫である。史料に現れる彼らの足跡が、現代にも通ずる親子、嫁姑、きょうだいの機微や確執を共感とともに彷彿させ、イランの一家族のファミリー・ヒストリーとしても興味深いという点が、本書の大きな魅力の一つとなっている。とりわけ女性の登場人物たちの中には、多くの読者が知らずながらに作り上げている、因習と旧慣に縛られ物言わぬ「イスラーム世界の女性像」を裏切って、家長さながらに財産処理の陣頭指揮をとる才女もあり、読者は一人一人の風貌や人品にあれこれの想像をめぐらすことさえできる。

とはいえ読者が注意深く読み取らねばならないのは、本書はけっして、往時の有力者たちの生涯を辿りその隆替を追うことによって歴史を描こうとしているのではないという点である。議論の照準は「ヒト」ではなくあくまでも財産という「モノ」に合わせられている。たくさんの人々が登場するようでいて、じつは彼らはあくまでも「その財産に関わった人間」という後景に過ぎないという点に本書の真骨頂があり、それが故に、その動静を6世代の長さに渡って浮かび上がらせることに成功したのである。

以下に、各章の概要を見よう。

序章「はじめに」で著者は、中央政権が頻繁に興亡したイラン地域において、相対的に長期の継続性を有した「在地有力者」が不動産を中心としていかなる財産保全策を取ったかに着目する重要性にふれ、とりわけ土地所有権や相続・遺贈にかんしてスンナ派と異なる規定や学説を持つシーア派の実践事例研究の意義は大きいとする。一つの家族とその財産保全をミクロな視点から捉え、通時的に「世代交代や相続がもたらす影響」やそれとイスラーム法との関係、さらに家族内の女性メンバーの果たす役割を分析するなどの点が先行研究にはなかった本書のあらたな試みである。

加えて本書で利用される「シャリイア文書」、勅令・書翰、税収支帳簿などの史料についての説明が施される。このうちイラン国立公文書館に所蔵される「アミールカビーリヤーン文書」および「ザフラー・ハサニー文書」は先行研究での利用がほとんどない。また著者が独自に調査の機会を得た個人の私蔵文書もある。

第1章「ナジャフコリー・ハーン・ドンボリー家小史」では、本書が取り上げる相続事例における最初の当事者ナジャフコリー・ハーンとその主要な子孫たちが紹介されている。ナジャフコリー・ハーンを出したドンボリー族はもともとクルド系の遊牧部族であったが、サファヴィー朝期にはアゼルバイジャン西部を支配する一大勢力となった。ナジャフコリー・ハーンの経歴については不明な点が多いものの、一族の自伝を含む数点の叙述史料や文書史料によって、18世紀の半ばにはタブリーズ総督の地位にあったらしいこと、また比較的大きな軍事力を持っていたらしいことなどが分かっている。本章では彼に連なる人々として、その息子をはじめとする5代あとの子孫およびその配偶者(後の議論における重要なアクターたちでもある)が列挙される。

第2章「有力者の家産の原初形態——ナジャフコリー・ハーン・ドンボリーの財産形成」では、本書の議論の端緒としてナジャフコリー・ハーンが遺した財産(の一部)を、伝世する所有権移転の契約文書にもとづいて一覽としている。わずかに市内商業地の店舗なども見られるが、多くはタブリーズ市外の農村部におけ

る農地や水利権などである。しかも部分的土地所有ではなく全村を対象とする所有権取得が目指され、権利関係の複雑な水利権についても粘り強く契約が重ねられていた。著者はその経済活動の特徴として、単なる資産形成ではなく軍事的な要衝の掌握が意図されていること、彼が水利権の集約による大規模農村経営のビジョンを持っていた可能性があることなどを指摘している。

1780年代にナジャフコリー・ハーンが死去すると財産は8人の相続人の中で分割相続された。「シエア派では長子相続が重視される」とする先行研究の見解に反してナジャフコリー・ハーンは存命中に積極的にそのための手立てをとっておらず、したがって彼の財産は「ある程度分解」した。相続時の長子ホダーグード・ハーンはタブリーズ統治職を継承するなど他の相続人たちに比べ優遇はされたものの、その取り分は全体の4割弱にとどまり、また市街地の重要な不動産は相続人らによる「共有」とされた。

第2世代のホダーグード・ハーンはガージャール朝による遠征直前の時期にアゼルバイジャン地方における諸派の勢力争いに敗れて早世したため、この時期にはいくつかの農村の土地や水利権が追加されただけであった。

第3章「財産占拠を巡る争訟と『家』意識」では「遺産争い」に焦点が当てられる。ホダーグード・ハーンの死は、当時のアゼルバイジャンの覇権をめぐる、彼自身の兄弟を含むドンボリー族の諸派閥の間の戦乱によるものであったが、彼の死後も混乱は続いた。弟のアブドゥラッザーク・ベグがホダーグード・ハーンの所有していた5ヶ所の農村を不当に「占拠」し、それを政敵であったホセイニコリー・ハーンに転売するなどした。当該地はガージャール朝によって一時王領地として接収されていたが、30年余りののちホセイニコリー・ハーンの子に私有地として移管したことをきっかけに、ホダーグード・ハーンの相続人たちが自らの所有権を主張するなどしておよそ半世紀後に正当な所有権が一部認められた。

今日この遺産争いの概要を知ることができるのは、一時当該地を接収していたガージャール朝の財産目録に見られる接収と移管の記録があり、また故アブドゥラッザーク・ベグと故ホダーグード・ハーンの相続人などがそれぞれ、所有の根拠となる契約や贈与に関わる私文書、法勧告を残しているためである。

アブドゥラッザーク・ベグは亡父ナジャフコリー・ハーンの遺産相続の際に自身に対する「未取得」部分が生じていたため、その対価として係争の5ヶ村を受領して売却したまでであると主張した。主張の根拠として、彼の当該地占拠を正当と認めた法勧告や売却時の売買契約文書がある。一方、ホダーグード・ハーンの相続人は、そもそも故アブドゥラッザーク・ベグの「未取得」部分はなく、彼はホダーグード・ハーンの急死に乗じて不当に当該地を占拠し売却したと主張した。またこの企ての背後にはホセイニコリー・ハーンがおり、彼はイスラーム法学者を抱き込んだ無効な売買契約を通じて当該地を手に入れたことをもあわせて主張している。この主張の根拠として、ホダーグード・ハーンの死後ほどなくして未亡人が自身の子供たちに当該地を贈与したことを示す文書や、当該地がホダーグード・ハーンの相続人の所有であったことを証言する複数の証言請求文書（それぞれ数十人が証言）などが残されている。

係争の端緒となった事件そのものは18世紀末に起こったが、訴訟は19世紀中葉であった。法廷審理には中央政府の行政官も臨席し一応の決着を見るも、その後数十年の間係争は完全な解決に至らなかった。ホダーグード・ハーンの相続人はこの他にも傍系親族との水利権争いに巻き込まれており、著者は一連の「遺産争い」が、彼らが故ホダーグード・ハーンの相続人としての「家族・系譜意識を醸成」する契機となったと推測している。

第4章「財産相続とイスラーム法——ファトフアリー・ベグの財産の相続」では、前章で見たホダーグード・ハーンの相続人の筆頭とも言える第3世代の息子ファトフアリー・ベグの遺した財産がどのように相続されたかに焦点が当たっている。ファトフアリー・ベグの時代にはガージャール朝の支配体制が確立し、祖父・父がタブリーズ総督であったファトフアリー・ベグはヴァキール職を与えられ、軍事力を持った政治勢力であった祖父・父らとは一線を画しつつも「文官の都市有力者」として蓄財に励んだ。

ファトフアリー・ベグの財産（不動産）の概要は、長子ボユクに対する贈与文書や二人の息子たちが共有財産の管理・分割を巡って取り交わした合意文書などから導き出される。資産の詳細（タブリーズ市内のものと農村部のもの）は一覧が付されている。著者によれば、市内の一等地である城塞内にはもともとナジャフコリー・ハーンが所有した「新館」と呼ばれる館があったが、ファトフアリー・ベグの時期にこれをアッパー・ミールザーに売却するなどして手放した代わりに、彼はバーザール内の商業施設を中心に資産を蓄積し、

他にも城塞の西側に新たな商業施設を持った。一方、ナジャフコリー・ハーンのいま一つの館(「旧館」と呼ばれる)があった地区にはいくつかの不動産を買い足し、このゆかりの地区に意図的に財産を集めた。農村部の資産はナジャフコリー・ハーン時代に比べ、所有する農村の規模が小さくなり、かつ交通の要所から外れた地域における後得財産が増えている。ファトファアリー・ベグがすでにタブリーズと周辺地域の支配者としての性格を失い、在地の土地所有者・経営者としての性格を強めた証左と著者は分析する。

ファトファアリー・ベグは生前から長子ボユクに財産の贈与を始めていたが、もう一人の息子クーチェクによるその追認や、息子たちの間での共有財産分割による財産全体の次世代移転が完了したのはファトファアリー・ベグの死後15年ほど経ってからであった。父から子への贈与文書、二人の息子が取り交わした財産管理に関わる合意文書などが伝世しており、それをもとに二人がそれぞれ取得した財産(不動産)の一覧が示される。

この遺産処理の過程では、弟が父ファトファアリー・ベグによって兄に贈与された資産の追認を不服とするなど、二人の息子たちの間には少なからぬ意見の相違や駆け引きがあった。結果として祖父ナジャフコリー・ハーンの代から縁の深かった地方など農村部の財産はボユク、タブリーズ市内の商業施設はクーチェクが相続するというように大まかな棲み分けはなされたものの、ファトファアリー・ベグの死後しばらくは引き続き「共有」されたものもあり、その扱いをめぐる二人の間に不和があったことが窺える。

著者の見解では、ナジャフコリー・ハーン、ホダーダード・ハーン、ファトファアリー・ベグの3代にわたる遺産相続において「長子に一括して相続させる」といった慣例は確立せず、その時々々の相続人の協議に拠った。また3代を経る間に家長の社会的立場も「地方の統治者」から一有力者へと変容した。この過程で第3世代のファトファアリー・ベグは(傍系親族による遺産争奪騒ぎなどを経験していたこともあり)早い時期から第4世代の長子ボユクへの贈与を通じて周到に次世代への財産移転を試みたものと見ることができる。この戦略的贈与の法的手続きを手助けしたのは、アブドゥラッザーク・ベグによる農村の「不法占拠」を証言した法学者であった(それがのちの法定審理でホダーダード・ハーンの相続人に有利に働いたことはすでに述べた通りである)。ここには分割相続を避け、法学者を巻き込んで家族の一メンバーに集中的に財産移転を図ろうとするファトファアリー・ベグの意図が窺われる。

第5章「家産維持戦略——ファトファアリー2世の『財産保有』策」では、第5世代ファトファアリー2世(ボユクの子)の遺した財産に関する二つの目録が取り上げられる。目録1は、相続人に未成年者がいる場合に作成が義務付けられている「遺産目録」で、物件の評価額も記載され、かつ故人の生前贈与を巡る法勧告とその合意(和解)契約が含まれる(本章末尾に日本語訳が付されている)。目録2は、故人の資産と債務のみが記された純然たる目録である。著者は目録2が目録1を作成する際の草稿と見ているが、この二つに記載された資産の異同に着目し、実は目録2には故人の母メフルジャハーン(4代目ボユクの配偶者)の財産や世襲されたトゥールも含まれていることを指摘する。

メフルジャハーンの財産(7カ村)は彼女が夫ボユクまたは息子ファトファアリー2世から購入、もしくは贈与されたものである。これらはファトファアリー2世が実質的に管理し、かつ外部(ガージャール朝の大臣など)からもそれが彼の財産と認知されていた。このことから著者は、ファトファアリー・ベグ以降、この家族が男性代表者のみならずその近い人物が財産の「保有」と移転に関する重要な役割を担っていたと推論している(著者は「保有」の語に、法的な所有権を必ずしも前提としない実質的な支配や管理の意味合いを持たせている)。目録1の法勧告はこうした著者の推論の補強材料となっている。ファトファアリー2世は晩年、母メフルジャハーンに全財産を贈与する旨を陳述していたが、その死後故人の妻と娘の申し立てにより無効とされ、遺留分と子の相続分が認められた経緯がある。

ファトファアリー2世が妻ではなく実母にこの重責を担わせようとした背景について著者は、メフルジャハーン自身が夫の時代から財産の一元的な「保有」に主体的に協力してきたこと、ファトファアリー2世の妻が次期家長である長子ホセイコリーの実母でなかったことなどが影響しているとする。

ファトファアリー2世の死後、メフルジャハーンは遺言指定管財人として遺産処分に采配を振った。息子ファトファアリー2世の未亡人(のちに再婚して一族を去った)、相続人であった5名の女子、3名の男子とメフルジャハーン自身がそれぞれの取り分を相続したが、ファトファアリー2世の長子ホセイコリーにトゥール関連の物件を与え、かつ残る男子2名のうち1名と財産を共有させる、今一人の男子には単独で農村を

相続させる、女子には分割の容易な店舗群を与えるなど差別化を図った(この時点で子供たちはまだ幼かったため祖母メフルジャハーンが後見人となっている)。また著者が引用する地方行政の公文書や土地の所有権をめぐる請願書などの記述から、当時メフルジャハーンが所有ないし(法定後見人として)管理していた土地がすべて「ホseinコリー・ハーンの私有地」と見なされていたことが明らかであり、これらがまさに「家産」と呼ぶにふさわしい家族に帰属する一体的な財産であったことが浮かび上がる。第3世代のファトフアリー・ベグ以降、この家族が第1世代ナジャフコリー・ハーンの嫡流として「ナジャフコリー・ハーン家」を形成し、財産の保有・移転の枠組みとなった。

第6章「ムスリム女性の婚資と家産——ファトフアリー2世の母、妻、嫁」は、前章で扱った目録1が、女性が家産を維持し存続させる上で担った役割という別の角度から検討される。目録1には故人(ファトフアリー2世)の債務が記載されているが(詳細は著者による一覧表となっている)、債務総額中に最大の割合(約4割)を占めるのが彼の実母、妻および息子の配偶者に支払うべきいわば「女性の取り分」(主としてこの女性たちの婚資)であった。

イスラーム法上、婚姻に際して新郎から新婦へ支払われるべきものとされる婚資がなぜ故人の債務に計上されているかという問題を、著者はイランやアラブ諸地域の実践事例に関する先行研究を引きながら検討する。それによれば、婚資は「即時払い」と「後払い」の2形態があり、19世紀のイランでは後者も稀ではなく、かつ夫の死亡や離婚の際に支払われたケースがあった。したがって夫の死後まで婚資の支払いが債務として持ち越されることもあった。先行研究ではこれをもっぱら「女性の権利請求の機会が奪われている」問題として扱っているのに対し、著者は当該の女性が家族の中で異分子でない場合には、むしろ積極的にこれを受け入れた可能性があるとして論を進める。

このファトフアリー2世の事例では、故人の妻と息子の配偶者それぞれの婚資は未払いのまま持ち越されていた。故人の母メフルジャハーンは夫ボユクの死後、本来であれば請求できた婚資と自身の相続分を同時に留保した。したがってこれら3人の婚資がファトフアリー2世の債務として計上されることになった。未亡人がこの婚資(および法定相続分)を請求したのに対し、母メフルジャハーンは前述したとおり息子からの贈与として全財産を取得しようと試みている。結局、法勧告によって遺産はこの二人の女性を含む10人の相続人の間で分割された。著者はメフルジャハーンによる「取り分留保」は、その請求権が世代を超えて保証されるものであったことを背景に、彼女が主体的に遺産分割を回避するために協力したものであるとしている。興味深いことに、メフルジャハーンは全財産取得に失敗した後、今度は全体の3分の1を占めた自身の婚資と相続分を孫のホseinコリー・ハーンに対して請求したが、著者はこれをやはり遺産全体が複数の相続人たちによって細分化するのを防ぐ目的であったと説明している(一方、相続人が複数の男性であった場合には遺産分割が比較的早期に実施されがちである点もあわせて指摘されている)。

著者はこの事例のほかにも女性が家産存続の目的で自身の「取り分」を放棄することがあったとして、第3世代ファトフアリー・ベグの死去後、ボユクとクーチェック二人の息子たちの遺産分割に際し、その母と父方のおばが権利を放棄したことを挙げ、「女性と近親関係にある者が財産を継承する際には女性相続人からの合意が得やすい」と考察している。

第7章「家産存続の実態——ホseinコリー・ハーン時代の帳簿・財産目録から」では、メフルジャハーンの死後に第6世代ホseinコリー・ハーンが、自身を含む12人の相続人たちの間でどのように彼女の遺産の処理・分配を行ったかに焦点が当てられている。著者の試算によればメフルジャハーンの残した遺産額は故ファトフアリー2世の遺産額のおよそ6割に達する巨額なものであったが、自他ともにいわば家長と認めるホseinコリー・ハーンが「専断的」にこの処理にあたった。

ホseinコリー・ハーンとその兄弟姉妹、およびいとこたちとの間で、遺産処理をめぐって取り交わされた合意文書や書簡などを見ると、ホseinコリー・ハーンの弟ロトフアリー・ハーンが、兄と共有していた財産を自ら差し出す、相続分の取得を10年余り先送りするなどしていた点が目につく。著者は2人が土地や水利権売買にあたって協同したことや、弟が兄の有した官職(タブリーズのベグラルベギ職)を継いだことなどを挙げながら、その互恵的なつながりを指摘し、家産の安定的な保有・管理のために家族の中で上位にあったホseinコリー・ハーンにロトフアリー・ハーンが主体的に協力していたと分析する。

一方、もう1人の弟ミールザー・アリーと2人の異母妹たちはメフルジャハーンの死後しばらくはホsein

ンコリー・ハーンを法定後見人としてその庇護下にあったものの、数年後に成人に達するとそれぞれ父ファトフアリー2世と祖母メフルジャハーンからの相続分を取得して「独立」する。この時に作成された合意文書をもとに著者が3人の相続分の内容を吟味したところ、3人はそれぞれ亡父からの相続分に亡祖母からの相続分を有利に上乘せざるがたで遺産分配を受けている。再婚して家族を去ったファトフアリー2世の未亡人はガージャール朝の王族の系譜に連なる人物であるため、ホセインコリー・ハーンはその子どもであるこの3人をとりわけ優遇したものと著者は分析している。

4人のいとこたちと、そのうちの一人と結婚した自身の姉妹についても、ホセインコリー・ハーンは家長として影響力を持った。いとこたちは当初、メフルジャハーンからの相続分としてある村を割り当てられていたが、これをホセインコリー・ハーンに売却しその対価を得る合意をしている。ところがいとこたちの間でこの売却金の分配について紛争が生じ、本来であればもはや無関係であるはずのホセインコリー・ハーンが仲裁に入ったことが遺された和解文書から窺われる。

ホセインコリー・ハーンは相続人たちとの良好な人間関係の維持に心を砕きつつも注意深く差別化を図った。相続分としてミールザー・アリーらきょうだいには不動産を、いとこたち(および婚出した姉妹)には動産(現金)をそれぞれ取得させた。著者は、ここには「保有」という財産の一元的な管理戦略を共有しやすい相手(きょうだい)には不動産を振り分け財産を保全するというホセインコリー・ハーンの意図があると推論している。

本章の後半では財産目録に加え、税収支帳簿(ナジャフコリー・ハーン家が行政府から請け負っていたと考えられる徴税とその税収の分配を記載したもの)を利用して、ホセインコリー・ハーンが「保有」する農村数が、父ファトフアリー2世やメフルジャハーンの時代と比べてどのように変化しているかが一覧表(所有権の持ち分率も併記)にまとめられている。

この史料の検討から、当該期間を通じて農村資産の約3分の1はファトフアリー2世時代の家産に由来していること、メフルジャハーンの死後ホセインコリー・ハーンが過去に家産から流出した物件やその隣接物件を意識的に買い戻していたこと、しかし期間の後半では彼はその戦略を改め、タブリーズの西に位置するより収益性の高い地域の農村を一体的に「保有」したことが分かる。

興味深いことに上述の「収益性の高い地域」は、初代ナジャフコリー・ハーン以来相続による分割・流出と買戻しを経て、ナジャフコリー・ハーン家の家産の中核をなしてきたいわば父祖伝来の不動産でもあった。著者はメフルジャハーンが生前贈与ないし遺贈などの手段を用いてこれらをホセインコリー・ハーンに移転していたと推測する。著者が示すホセインコリー・ハーンの20世紀初頭時点の財産目録一覧によれば、この地方からの現金収入が全体の8割を占めた。

補章「曖昧な『所有者』認識——19世紀イランの1農村を巡る紛争」では、ファトフアリー2世が亡父から受け継いだアミールザカリヤー村で起きた紛争に焦点を当て、19世紀イランにおける農地の所有者と農民との関係や在地有力者層による秩序維持の問題を考察している。

ファトフアリー2世はアミールザカリヤー村を相続すると、これをある法学者に(水利権は手元に残したまま)売却する。ところがその直後に農民の一人が新所有者を相手に村の農地の一部に所有権を主張し(恐らくはこれに追随した数名の農民とともに)「占拠」した。

この紛争の法廷審理の記録や判決文からなる「判決書」によれば、村の売却を契機に始まった紛争が、いつの間にか元の所有者であるファトフアリー2世と農民との間の所有権争いにすり替えられ、最終的にファトフアリー2世が再び村を買い戻し農民側が主張を取り下げることで決着した。審理は当時の慣例に従って知事の私邸で行われ、当事者として(新所有者ではなく)ファトフアリー2世と農民側数名が出席した。その場では農民側の主張に対して、ファトフアリー2世がその反証となる証拠書類(当該村に関する初代ナジャフコリー・ハーン以来の売買契約書や相続時の分割文書など)を提出した。農民側はこれに対抗する証拠を出さなかったため、「所有権はファトフアリー2世にある」との法勧告が出されて結審した。

著者は、そもそも農民がこうした主張をした背景には首謀者による「分益小作契約が変更(改悪)される可能性」を利用した扇動があったと見るが、実際に新所有者からそうした提示があったか否かは明らかでない。著者が着目するのは、一連の法廷審理の過程で裁判官と一部の法廷参加者(ファトフアリー2世を含む)が意図的に情報を操作し、新所有者(法学者)と農民との間で、農地所有権の所在に関する疑義に事寄せた小

作料問題に発展するのを防ぐ目的で、旧来の所有者であるファトフアリー 2 世を前面に出したと考えられる点である。著者の分析によれば、代々の所有者であるファトフアリー 2 世が所有者としてこれまで通りの分益小作契約を結べば農民たちも納得するはずと考えた、在地の有力な法学者たちが模索した結果、「当該村の所有権はファトフアリー 2 世にある」という趣旨の法勧告が出された。

終章では、ナジャフコリー・ハーン家の「終焉」の経緯が記されている。子どものいなかったホセインコリー・ハーンが死去すると、彼の傍系親族(故人の弟および姉妹)が相続権を主張したが一部の不動産を取得して和解に応じ、残る部分は亡夫の債務も含めすべて妻タージュの所有と認められた(ホセインコリー・ハーンは生前から周到に妻への財産移転を開始していた)。このときちょうどたちに差し出された農村は、ナジャフコリー・ハーン家の所有した中核的地域の周辺部にあたる。少なくとも彼女の存命中はナジャフコリー・ハーン家の家産は存続していたことが、彼女が締結した賃貸借契約文書などから明らかである。しかしタージュが亡くなるとその財産はナジャフコリー・ハーン家との血縁上の繋がりが無い彼女の甥にわたり、家族の家産に関わる文書類もその一族へ受け継がれることになった。イスラーム法上養子は認められていないが、ナジャフコリー・ハーン家が「核家族的枠組み(イスラーム法学上の『相続権を優先的に持つ集団])」をとりわけ重視したため、子どもが生まれなかったホセインコリー・ハーンとその妻をもって直系が断絶したと著者は結論している。

著者によれば、ナジャフコリー・ハーン家の場合、職や地位といった「家業」は男性の傍系親族によっても継承されたものの、「家産」は配偶者や子供などの核家族的枠組みの中でのみ継承された。また財産の法的な所有のみならず実際の管理・運用をつうじての「保有」をもって家産を一元化していたナジャフコリー・ハーン家の事例は、遺産の(同順位相続人間での)均分相続を想定する教条的なイスラーム理解の反証となる。家産の維持のために女性のメンバーが、自身の相続分や婚資にかんして「取得、留保、放棄、移転」といった多様な選択肢を持っていたことも、ムスリム社会における女性の位置づけを考える際の新たな材料である。

以上が本書の概要である。

本書の研究が私蔵文書を含めこれまで利用されてこなかった史料を粘り強く掘り起こしてきた著者の尽力の結実であることは論を俟たない。とりわけ、著者自身が叙述史料には現れにくいと述べる「家産」の継承は、「家業」と並ぶ重要な権益移転であるが故に、地方政治の表舞台からは遠ざかった一族の履歴を財産と相続との関係に絞り込んで編みなおし、ひとつの社会経済史を再現した見識は高く評価されるべきであろう。

個々の史料にかんする歴史学的な史料批判、またその解釈の妥当性の検討については遠からずイラン近代史の専門家諸氏によって十全になされるものと考えられる。そこで本稿では主として評者の経済学的な関心に沿って、本書から導き出される重要な論点について指摘しておきたい。

本書は財産の継承を論じるにあたり、「家」「保有」といったいくつかの分析概念を用いている。著者によれば本書における「家」とは「継承すべき家業・家産を持つ長期継続的な家族集団」(ここは「家産」を「財産」とすべきであろうが)であり、この集団に属する財産が「家産」である。また「保有」とは前述のごとく「法的な所有権を必ずしも前提としない実質的な支配や管理」を意味する(第7章の記述を見るに著者自身はここに本来の意味での「所有」をも含めているようである)。いずれもイスラーム法の適用が厳密であれば成立し難い事象ではあるものの、相続に直面した家族のニーズに沿って現出した財産管理の実態を論じるために用いられている。

ところで、かように財産が細分化されずに一元管理される(すなわち「家産」が保全される)ことは、はたして「家」を形づくる成員にとっていかなる利益をもたらすものであろうか。この点は本書の議論に先立って検討されるべき重要な問題であるが、著者は明示的に論じていない。

考えられるメリットはいくつかある。第一に、分散する収入源を個別に管理するよりも一か所で集中管理することによりマネジメント・コストが軽減できる。一族のマンパワーが限られている場合には、有能な管理者を置く(雇う)箇所が少なく済むことは大きな利点である。第二に、「家」の成員を「家計を共有する集団」と想定すれば、「家産」から得られる収入を分割して別個の家計を営んだ場合よりも高い生活水準を維持できるはずである。本書の中にはあえて婚資の取得や相続を先送りする女性たちが登場するが、

彼女たちの従順な協力の背後にはそうした計算がなかったはずはない。こうした観点から見れば、「家産」の保全は成員相互(家長であれ、それ以外であれ)の利害の集約であり、著者のいう「保有」は相続法上の所有権行使のコストを最小化する手立てと考えられる(したがって本書の議論はこの時期のイランにおける法的な意味での所有権そのものがどのような性格のものであったかを論じる材料とはならないことに注意が必要である)。

他方、ナジャフコリー・ハーン家の「家産保全」策をひとり当該家族の利害にのみ着目して理解することが適切であるか否かは必ずしも自明ではない。近世日本の入会地をめぐる議論に見られるように、農村部における土地や水源はしばしば公共財としての性格を帯びるが、本書の事例にあるように農地や水利権が自由に売買されるイランにあって、大土地所有者の公共的役割がどのように想定されていたのかは興味深い論点である。ナジャフコリー・ハーン家の事例は資産の大部分が農村部の不動産であり、著者によれば水利権も含め可能な限りの「全村」取得が目指されていた。仮に「在地有力者」たる地位の保全にとって、父祖伝来の農村の継承が一体的環境維持のための暗黙裡の努力義務であったとすれば、ナジャフコリー・ハーン家の蓄財履歴にいまひとつの解釈が可能かもしれない。たとえば補章において詳らかにされたように、農地の売買契約が農民の苦情によって覆されるようなケースは、あるいは大土地所有者の公共的役割が市場機能に優先した事例と見なせなくもない。

もっとも、本書の議論からは今のところそうしたアプローチは導き出されない。著者自身が参照している[ラムトン 1976]も、イランの大土地所有者が土地や農民の状態改善に関与することはほとんどなくむしろ短期的利益の追求に余念がないという見方を提示している。しかし一方で[岡崎 1988]にあるように、灌漑農業が必須であったイラン東部では地主がカナートという「公共財」を提供して農民を管理した。土地所有者の公共的役割についての著者の見解は詳らかでないが、もしイラン農村部の土地所有に上述のような議論が馴染まないということであれば、それはそれできわめて重要であり、研究の余地の大きい分野と言えよう。

また、本書から導き出されるいま一つの重要な論点がある。著者が取り上げた売買契約や相続関連文書はいずれもイスラーム法学者によってお墨付きを与えられているが、それは同時代のオスマン朝や現代に見られるような独立した第三者機関による公証機能とは大いに趣を異にしている。第3章の遺産争いに見るように、取引の当事者とイスラーム法学者とが結託して文書を偽造することさえあった。

時代によってその対象や程度に異同があるとはいえ、財産権を保障するためにはその「侵害を抑止し、損害を補償させる強制力が必要」であることに変わりはない。財産権を保護する仕組みには「公的制度」と「私的制度」とがあり、前者は公権力をその強制力の源泉とする一方で、後者は通常、評判に基づく(すなわち評判を失えば取引関係が解消される)[有本 2020]。当時のイスラーム法学者を媒介させた文書作成は十分な公証力を持たなかったという意味で準「私的制度」と言えそうだが、その機能の不十分さに代わるものとして、当事者の評判はきわめて重要であったと考えられる。本書の事例で言えば、誰がナジャフコリー・ハーン家の嫡流であって、その財産を継承する正当性を持つかという対外イメージこそがそれである。

財産の「保有」されたいま一つの狙いはここにあったと考えることもできよう。「公的制度」はおろか、当該社会のネットワーク内に存在する「私的制度」によっても財産権が十分に保護されない状況下でそれを確保するためには、法的な(つまり文書上の)所有者が誰であるかはさほど重要でなく、実質的に誰がそれを保持しているかについて衆目の一致することこそが、重要な担保となった可能性があったのではないだろうか。その意味では「家」の成員の一人をして財産全体の所有を代表させることは外部からの侵害を防ぐ上で他の成員にとっても利のあることだったはずである。奇しくも著者は本書の中で繰り返しこの「対外イメージ」の存在を強調しているが、それが果たした機能については掘り下げられていない点が残念である。

このナジャフコリー・ハーン家の相続事例がこの時期のイランにおいてどの程度の普遍性を持つかについては慎重な議論が必要とされることはいうまでもない。しかし著者自身が強調するように、本書がこれまでほとんど利用されてこなかった史料を用いた研究史上の空白を埋めるユニークで優れた実証研究であることは間違いがなく、イラン近代史研究の発展に資する建設的批評と、十分な評価とを受けるに値するであろう。今後は本書を一つの道標として、より多くの比較対象が発掘されていくことを期待したい。同時に、財産権、制度、社会的厚生といったトピックを扱う制度経済学的議論のなかにあらたな視点を投げ込むイス

ラム世界の一事例としても、ぜひ広く読まれてほしい一冊である。

<参考文献>

有本寛 2020『財産権と経済活動——経済学の見地から』『財産権の経済史』（小林延人編）東京大学出版会。

岡崎正孝 1988『カナート イランの地下水路』論創社。

ラムトン, A. K. S. 1976『ペルシアの地主と農民』（岡崎正孝訳）岩波書店。

（岩崎 葉子 アジア経済研究所開発研究センター
企業・産業研究グループ長）

浜中信吾・青山弘之・高岡豊（編著）『中東諸国民の国際秩序観——世論調査による国際関係認識と越境移動経験・意識の計量分析』晃洋書房 2020年 310頁

本書は、独自に設計した世論調査を、シリア、レバノン、パレスチナ、イスラエルで実施し、その極めて貴重なオリジナル・データを用いて、4か国の人々が地域の国際秩序をどのように把握しているのか、またなぜ越境移動を行うのか、という2つの問題の解明に取り組んだ研究書である。前者については、「政治的認知地図」という独自の分析概念を用いて明らかにしている。他方、後者については、国際移動理論や「越境移動メンタルマップ」といった概念に加え、先行研究や現状分析の結果導出された仮説の検証によって、明らかにしようとした意欲的な研究成果である。

筆者たちが新たに作った概念について、はじめに確認しておきたい。本書の前半で使われている「政治的認知地図」とは、当該国の人々の大国や国家間関係についての認識を、統計学的手続きにしたがって抽出・可視化したものである。具体的には、まず、世論調査における「中東の政治問題の解決と安定にどの程度寄与しているか」という質問に対する回答の平均値を求め、それを因子分析する。続いて、抽出した2つの因子を横軸と縦軸にとり、因子負荷量をプロットすることによって、政治的認知地図を描く。こうして二次元であらわされた因子の構造によって各国の陣営をグループ化し、当該国の一般的な人々がどのような対外認識を有しているのかを解釈していく、というわけだ。このプロセスを経ることによって、従来研究者の主観が少なからず反映されていたある国の対外認識の描写においても、統計学的手法にもとづく手続き的客観性が担保される、と筆者らは主張している。

次の越境移動については、紛争などの様々な理由によって増加している国境を越えた移動（難民・避難民や過激派の国境を越えた移動など）の動機を、世論調査のデータを用いて実証することを主たる目的にしている。なかでも「越境移動メンタルマップ」は、越境移動先の選択理由がその移動先の国に対して抱くイメージを反映しているという前提のもと、移動先の国と越境移動の理由をクロスさせたデータを可視化したものであり、本書のオリジナルな概念・貢献と言えるだろう。

次に、本書の内容について、ごく簡単に各章の要点のみを整理してみたい。まず第1章では、2000年代の中東諸国で発生していた様々な問題を、シリア人がどのように認識しているのかという点を、政治的認知地図を用いて分析した。ここでは、シリア国民が、東アラブ地域の大国としての自尊心を持ち、イスラエルのライバルとして自国を認識し、イランとの同盟関係のなかで米国と対立関係を認識し、対テロ戦争の抵抗者としての位置を認識していることが明らかにされている。ここからわかるのは、シリアの外交政策と国民の政治的認知地図がかなりの程度一致していること、それが安定をもたらしていることである、という。

第2章では、シリアの政治的認知地図をエジプトのそれと比較し、これまでイデオロギー色が強いと考えられてきたシリアの政治的認知地図が、ブッシュ政権末期のシリアをめぐる政治的現実を的確に認識する形で作られているのに対し、従来プラグマティックな政策をとってきたはずのエジプトが、アラブ性というアイデンティティに強く規定されている、という興味深い点を解明している。

続く第3章では、レバノンの政治的認知地図が分析の対象となっている。世論調査のデータを用いた分析によって解明されたのは、レバノン人が、国際社会を「テロとの戦い」の抵抗者・調整者と、親米アラブ諸